

仕様書

- 1 業務件名
防衛省航空自衛隊饗庭野分屯基地内におけるカーシェアリングの設置及び経営
- 2 業務内容
カーシェアリングの設置及び経営の業務
- 3 相手方の決定
本業務を行う者（以下「乙」という。）については、饗庭野分屯基地司令（以下「甲」という。）が決定する。
- 4 業務期間
令和4年11月1日（火）から令和6年3月31日（日）
ただし、状況により変更する場合もある。
- 5 乙の資格
乙は、以下の条件を満たしていること。
 - (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
 - (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
 - (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
 - (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- 6 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、出店場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
 - (2) 国有財産の使用許可は、防衛省所管国有財産部局長 近畿中部防衛局長（以下「防衛局長」という。）が行う。
 - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 乙が、許可条件に違反したとき。
 - イ 乙が、自己都合による業務の解除をするとき。
 - ウ 国において使用許可物件（土地を含む。）（以下「使用物件」という。）を必要とするとき。
 - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、乙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。
- 7 国有財産使用料
乙は、防衛局長に対し、出店場所にかかる国有財産使用料を支払うこと。
なお、国有財産使用料は、防衛局長が指定する期日までに全額を納入すること。
（参考）屋外：1㎡あたり 194円/年（使用料は、毎年度異なる。）
- 8 光熱水料
乙は、電気及び上下水道を使用する場合、国有財産使用料とは別に、防衛局長が算定した費用を負担しなければならない。
- 9 費用負担
本業務に伴う費用は、乙の負担とする。
- 10 損害賠償
乙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲に損害を与えた場合には、甲に対し一切の損害を賠償するものとする。

11 名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び防衛局長の名義を使用してはならない。

12 管理責任

- (1) 乙は、自らの責任において本業務で使用する車両を管理し、火災、盗難の予防及び保安について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意しなければならない。
- (2) 乙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復等を行わなければならない。その際の甲への異議申し立ては一切受け付けない。
- (3) 乙は、従事者の身元、規律の保持及び風紀に関する事等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (4) 乙の従事者（経営者を含む。）は、日本国籍を有する者とし、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (5) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。
- (6) 乙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、甲が必要と判断した従事者に係る書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。

13 情報保全の遵守

- (1) 乙は、甲の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲に関する情報（書面等をもって甲が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 乙は、自らの従事関係者に、情報保全を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

14 業務の解除

次のいずれかの行為が認められた場合は、甲は一方的に乙に対して業務の解除ができるものとする。この際、乙は残期間に相当する使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

- (1) 国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は倒産若しくは破産する恐れがあり、そのことにより支払をすることができないと認められるとき。
- (2) 本公募及び使用申請に際し、不正の行為があったとき。
- (3) 乙が本仕様書の内容に違反した場合及び故意又は重大な過失により甲又はカーシェアリング利用者に被害が発生したとき。
- (4) 基地内で業務を行うための必要な各種手続（立入申請を含む。）において、虚偽の記載があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、乙が法令に違反し又はその恐れがあり、社会的信用を大きく低下（社会的に非難されるべき行為を行った場合を含む。）させたとき。

15 自己都合による業務の解除

乙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、甲に対し、解除の日の3か月前までに通知し、甲の指示に従い解除することができる。この際、乙は残

期間に相当する使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に解除を申し出なければならない。

16 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、必要に応じ、必要な部分の情報を開示するものとする。

17 業務仕様

募集要項の全記載事項及び以下の事項を遵守すること。

- (1) 乙は、本業務の遂行に当たっては、甲の指示に従わなければならない。
- (2) 乙は、使用物件の一部又は全部を第三者に転貸してはならない。
- (3) 乙は、担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応しなければならない。
- (4) 乙は、契約期間中において車両の交換、更新等を行う際、防衛局長から許可を得た国有財産使用の範囲を超えてはならない。
- (5) 乙は、カーシェアリングの設置及び撤去に係る費用を全て負担すること。
- (6) 乙は、定期的に車両点検及び車内清掃を行うとともに、車両及び設備等の維持に必要となる修繕及びその他経費について全て負担すること。
- (7) 乙は、カーシェアリングで使用する車両ごと、饗庭野分屯基地車両運行規則に定める業者等車両基地内運行許可申請書により許可を得ること。
- (8) 乙は、冬季期間（おおむね10月から3月）は、甲の指示により、四輪駆動車を設置するとともに、スタットレスタイヤへの履き替え及びタイヤチェーンの提供を行うこと。
- (9) 乙は、視認性の確保及び事故防止の観点から、極力明るい色（緑色及び白色を除く。）の車両を設置すること。
- (10) 乙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、提出後は甲の許可なく変更しないこと。
- (11) 乙は、分屯基地における各種行事、除雪等により、車両の一時的な移動を指示された場合は、速やかに移動の処置をとること。
- (12) 乙は、売上月計表（別紙様式第1）を翌月の10日までに提出するとともに、会計年度における本業務に関する収支計算書（別紙様式第2）を翌年5月末日までに甲へ提出すること。
- (13) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲及び乙の間で協議するものとする。